文書番号	
版 数	1
制定日	2019年4月1日
改訂日	2019年4月1日
実施開始日	2019年4月1日

目次

1 本書の日的

7-2-2.

情報機器使用基準

頁		1,	/9	
承認	承	認	作	成

The Aller	
1-1. 目的	2
1-2. 対象者	2
2. 定義	2
3. 使用範囲	2
3-1. 使用対象者	2
3-2. 対象機器	2
4. PC	3
4-1. 使用可能 PC	3
4-2. クリアスクリーン	3
4-3. 設置	3
4-4. 私有品の接続	3
4-5. マルウェア対策	3
4-6. 機器更新	4
4-7. 修理・返却	4
5. スマートデバイス	
5-1. 使用可能スマートデバイス	4
5-2. データ転送および充電	4
5-3. マルウェア対策	5
5-4. 機器更新	5
5-5. 修理・返却	5
6. モバイルデバイスの持ち出し	5
6-1. 他者への使用制限	5
6-2. 注意事項	5
6-3. セキュリティ対策	6
7. 電子媒体	6
7-1. 使用可能な電子媒体	
7-2. 部門共有電子媒体	6
7-2-1. 社内使用	6

持ち出し、移送......6

改訂履歴表......8 【別紙】Wi-Fi アクセスポイント使用時の留意点......9

文書番号 情報機器使用基準 頁

1. 本書の目的

1-1.目的

本文書は、当社の情報機器の使用や遵守事項に関する基準文書である。業務で使用する情報機器を限定した上で使用方法を明確にすることで、情報機器使用にともなう情報の漏えい、改ざん、破壊等を防止することを目的とする。

1-2. 対象者

当社の従業員等で業務にて情報機器を使用するすべての者。なお、使用者は、情報機器の使用履歴が記録されていることに留意すること。

2. 定義

- (1) 「情報機器」とは、PC、モバイルデバイス、電子媒体の総称とする。
- (2) 「PC」とは、社内に設置された社内 LAN パソコン (仮想 PC も含む)、モバイル PC の総称と する。
- (3) 「モバイルデバイス」とは、以下「モバイル PC」と「スマートデバイス」の総称とする。
- (4) 「モバイル PC」とは、社外に持ち出し可能なパソコンをいう。
- (5) 「スマートデバイス」とは、スマートフォンやタブレット等、パソコンと異なり、キーボードを使わず指やタッチペンでタッチスクリーンを操作する端末をいう。
- (6)「電子媒体」とは、USBメモリ等可搬型の大容量記録媒体をいう。
- (7) 「周辺機器」とは、キーボード、マウス等、ケーブル等で情報機器に接続する機器をいう。
- (8) 「当社」とは、池田糖化グループをいう。
- (9) 「従業員等」とは、当社の役員及びこれに準じる者並びに従業員(嘱託、パートタイマー、 アルバイト、派遣社員及び当社の関係会社からの受入者を含む。)をいう。
- (10)「ITS」とは、アイティエス システム部門をいう。

3. 使用範囲

3-1. 使用対象者

情報機器の使用対象者は、以下の条件を満たすことを必須とする。

(1) 「誓約書」を提出し、ID を取得している者。

3-2. 対象機器

業務で取り扱うことができる情報機器は以下とし、私有の情報機器を業務に使用しないこと。

- ITS が設置した社内 LAN パソコン (仮想 PC を含む)。
- (2) ITS が使用を許可したモバイルデバイス
- (3) ITS が支給または貸出した電子媒体。
- (4) 部門で購入し、台帳管理された電子媒体。

文書番号	情報機器使用基準	頁	3/9
------	----------	---	-----

4. PC

4-1. 使用可能 PC

- (1) 業務で使用可能な PC は ITS が使用を許可した社有の PC のみとし、許可されたことを示す シールを貼付すること。
- (2) 私有 PC の業務での使用は禁止する。
- (3) 会社支給の PC を業務目的以外に使用してはならない。
- (4) 設置されたPCのケーブル接続を、ITSの許可なく変更しないこと。
- (5) 社有、私有を問わずモバイル PC を社内ネットワークに直接接続してはならない。 社有モバイル PC で社内ネットワークヘアクセスする場合、以下の通信手段に限り許可する。
 - · 通信事業者が提供する通信手段(4G/3G等)
 - ・ 以下の Wi-Fi
 - ① 社有のポータブル Wi-Fi 機器
 - ② 社有のスマートフォンのテザリング
 - ③ 自宅のWi-Fi機器、ホテルが提供するインターネット接続サービス
 - ④ 拠点に据え置きする会社が用意した Wi-Fi 機器

使用にあたっては、別紙「Wi-Fi アクセスポイント使用時の留意点」に記す事項に留意すること。

4-2. クリアスクリーン

- (1) PC を使用中、離席する際は画面を表示したままにしないこと。
- (2) 社外の者に PC 画面を見せる可能性がある場合は、デスクトップ上に不要なアイコンやショートカットを配置してはならない。

4-3. 設置

- (1) 社内に常設する社内 LAN パソコンは地震等による転倒、落下を防ぐため、安定した場所に設置すること。
- (2) 社内に設置するノート PC は、盗難対策として、帰宅時に机の引き出しやキャビネット等施 錠できる場所に保管すること。

4-4. 私有品の接続

(1) ITS が使用を許可した社有の PC に私有の情報機器 (USB メモリ、スマートフォン等) を接続してはならない。

4-5. マルウェア対策

- (1) 導入されているマルウェア対策ソフトを、必ず、常駐、監視させておかなければならない。
- (2) ウイルス定義データベースが最新に保たれていなければならない。
- (3) マルウェアに感染した場合、または感染が疑われる場合、ITS の指示に従うこと。

文書番号	文書番号		情報機器使用基準	頁	4/9
------	------	--	----------	---	-----

4-6. 機器更新

(1) 経年劣化、修復不可能な故障、使用目的の変更等、やむを得ない理由により、モバイル PC の機種を変更する場合は、代替機の設置、支給または貸出を申請し、代替機到着時に使用中のモバイル PC を返却すること。

4-7. 修理 • 返却

- (1) ITS が提供している PC の修理を依頼する場合は、IT 推進委員等の担当者から修理を依頼すること。
- (2) 修理、返却する際は、データが削除された状態で依頼すること。
- (3) PC は ITS の資産であるため、PC が不要になった場合は、各部門で廃棄せず、ITS に返却すること。

5. スマートデバイス

5-1. 使用可能スマートデバイス

- (1) 業務で使用可能なスマートデバイスは ITS が使用を許可した社有のスマートデバイスのみとし、許可されたことを示すシールを貼付すること。
- (2) 私有スマートデバイスの業務での使用は禁止する。
- (3) 社有、私有を問わずスマートデバイスを社内ネットワークに直接接続してはならない。
- (4) 社有スマートデバイスから社内ネットワークへアクセスする場合、以下の通信手段に限り許可する。
 - ・ 通信事業者が提供する通信手段(4G/3G等)
 - ・ 以下の Wi-Fi
 - ① 社有のポータブル Wi-Fi 機器
 - ② 社有のスマートフォンのテザリング
 - ③ 自宅のWi-Fi機器、ホテルが提供するインターネット接続サービス
 - ④ 拠点に据え置きする会社が用意した Wi-Fi 機器

使用にあたっては、別紙「Wi-Fi アクセスポイント使用時の留意点」に記す事項に留意すること。

(5) 業務時間内は、社有のスマートデバイスの位置情報共有設定を ON にしておくこと。

5-2. データ転送および充電

- (1) 初期設定およびバックアップ・リストア、0S アップデート、充電等を除き、社内 LAN パソコンへのデータ転送を目的としたケーブル接続は禁止する。
- (2) データ転送は、使用が許可された外部サービス経由で行うこと。
- (3) 社有のスマートデバイスを私有の情報機器 (PC等) に接続しないこと。
- (4) ストレージ機能を有するカードリーダー等、社有品であっても許可されていない周辺機器を接続しないこと。

文書番号 情報機器使用基準 頁	5/9
-----------------	-----

5-3. マルウェア対策

- (1) iOS 以外のスマートデバイスの使用者の場合、導入されているマルウェア対策ソフトの設定を変更せず、常駐設定にして、ファイルへのアクセスおよび電子メールの受信時には、常時スキャンできる状態で使用すること。
- (2) マルウェアに感染した場合、または感染が疑われる場合、ITS の指示に従うこと。

5-4. 機器更新

(1) 経年劣化、修復不可能な故障、使用目的の変更等、やむを得ない理由により、スマートデバイスの機種を変更する場合は、代替機の支給または貸出を申請し、代替機到着時に使用中のスマートデバイスを返却すること。

5-5. 修理 • 返却

- (1) 社有のスマートデバイスの修理・返却を依頼する場合は、ITS に連絡、相談すること。
- (2) 修理、返却する際は、データが削除された状態で依頼すること。

6. モバイルデバイスの持ち出し

6-1. 他者への使用制限

- (1) 肌身離さず携帯すること。
- (2) 第三者に操作されないためにパスコードを設定すること。
- (3) ロック機能(パスコード、生体認証等)を有効にし、第三者が無断で使用できないようにすること。
- (4) ロック画面上に表示する通知などの情報は最小限にすること。
- (5) アプリ自体がロック機能を持っている場合は、それも有効にすること。
- (6) モバイルデバイスを他人に譲渡・貸与しないこと。
- (7) モバイルデバイスの使用者を無断で変更しないこと。

6-2. 注意事項

- (1) ローカル(端末内に保存される領域)に不要なデータがないことを確認の上、持ち出すこと。
- (2) 移動時の交通機関や人混みの中では、盗難に遭わないよう、適切にモバイルデバイスを取り 扱うこと。
- (3) 紛失防止のため、モバイルデバイスは常に手元に置き、放置しないこと。
- (4) スマートデバイスの場合、必要に応じてストラップ等の紛失対策を施すこと。
- (5) 社外でモバイルデバイスを使用する際は、盗み見に注意して安全な場所で使用すること。やむを得ず周辺に他者がいる状態で使用する場合には、壁を背にして他者から覗かれないよう配慮する、またはプライバシーフィルタを使用するなど覗き見を防止すること。
- (6) 紛失に気付いた場合は、速やかに ITS に報告すること。

文書番号	情報機器使用基準	頁	6/9
------	----------	---	-----

6-3. セキュリティ対策

- (1) 重要情報や個人情報は、使用が許可された外部サービス上に保存し、モバイルデバイスには 保存しないこと。やむを得ず、モバイルデバイスのローカルに重要情報や個人情報を一時的 に保存する場合は、使用する必要性がなくなった時点で速やかに消去すること。
- (2) 毎月1回、モバイルデバイスのローカルデータの確認を行い、不要な情報が保存されている場合は削除すること。スマートデバイスの場合、ローカルに保存されている電子メールデータ(携帯アドレスのメールおよび添付ファイル等)についても、不要なものは送受信ボックスおよびゴミ箱からも削除すること。

7. 電子媒体

7-1. 使用可能な電子媒体

- (1) 業務で使用可能な電子媒体は以下とする。
 - · ITS が使用を許可した社有の電子媒体
 - · デジタルカメラの備品として装着している部署で調達した SD カード (micro SD カード 含む)、DVD-R などのディスクメディア
- (2) 私有の電子媒体を業務で使用してはならない。

7-2. 部門共有電子媒体

(1) 部門共有の電子媒体は使用部門にて管理者を決定し、台帳管理をしなければならない。

7-2-1. 社内使用

- (1) 部門共有の電子媒体を社内で使用する場合、使用記録を残すことを推奨する。
- (2) ウイルス対策ソフトでスキャンし、問題がないことを確認した上で使用すること。
- (3) 部門共有の電子媒体使用終了時は、速やかに保存しているデータを消去し、部門で管理している所定の場所に保管すること。また、使用記録を残している場合は、返却日、データ消去の有無を記載することを推奨する

7-2-2. 持ち出し、移送

- (1) 重要情報(電子データ)が保存された電子媒体を持ち出し、移送する際は、格納するデータは、ITS が定めた手段でデータを暗号化すること。
- (2) 使用記録を管理している場合は、必要な情報(使用者、使用場所、格納データの内容等)を記録することを推奨する。
- (3) 持ち出し先での使用が終わり、データを持ち出す必要がなくなった時点で速やかに削除、あるいは媒体そのものを読み出せないような手段で処分すること。

文書番号	情報機器使用基準	頁	7/9
------	----------	---	-----

7-3. 廃棄

- (1) ディスクメディアを廃棄する際は、データが読み出せないようにメディアシュレッダーで処分すること。
- (2) ディスクメディア以外の電子媒体は、各自で廃棄せず、必ず ITS へ送付すること。
- (3) データが読み出せないように破壊することが困難な場合は、電子媒体を ITS へ送付すること。

8. 例外事項

業務都合等により本基準の遵守事項を守れない状況が発生した場合は、ITS に報告し、例外の適用承認を受けること。

9. 罰則事項

本基準の遵守事項に違反した者は、その違反内容によっては罰則を課せられる場合がある。

文書番号	情報機器使用基準	頁	8/9
------	----------	---	-----

改訂履歴表

版	数	制定·改訂日	実施日	改訂の概要 (改訂箇所、改訂内容、改訂理由等)	承 認	作成
	1	2019年4月1日	2019年4月1日	新規作成		
			'			

文書番号 情報機器使用基準	頁	9/9
---------------	---	-----

【別紙】Wi-Fi アクセスポイント使用時の留意点

- (1) 原則として、社有のスマートフォンおよびポータブル Wi-Fi 機器への接続のみ使用可能と する。
- (2) 自宅の Wi-Fi を使用する場合は、以下を遵守すること。
- ① 機器が保持しているセキュリティ機能の確認のため、使用する Wi-Fi アクセスポイントまたはルータの暗号化方式を ITS に報告後、許可を得ること。 暗号化方式が不明な場合は、機種名を報告すること。
- ② 適切な暗号化方式(WPA2等)を採用すること。
- ③ 使用する Wi-Fi アクセスポイント、またはルータのファームウェアを最新のバージョン に更新すること。
- ④ MAC アドレスフィルタリングなどを施し、許可された端末以外は容易に接続できないようにすること。
- (3) やむを得ず、ホテルが提供するインターネット接続サービスなどを使用する場合は、以下 を遵守し、ITS が提供するリモート接続ソフトウェア以外は使用しないこと。
- ① 適切な暗号化方式(WPA2等)が採用されていない場合(暗号化なし、WEP、WPA等)は使用しないこと。
- ② モバイルデバイスの OS が使用可能なものであり、最新のバージョンであることを確認すること。
- ③ 不特定多数の利用者が共有しているネットワークであることを常に念頭において使用すること。
- ④ ホテルが使用している Wi-Fi アクセスポイント、またはルータには脆弱性が潜んでいる 可能性があることを念頭において使用すること。
- (4) 使用しているスマートフォンや Wi-Fi ルータのキャリアが提供しているフリーWi-Fi およびホテルで提供しているもの以外の公共施設におけるフリーWi-Fi (飲食施設、空港、機内等) は使用しないこと。